

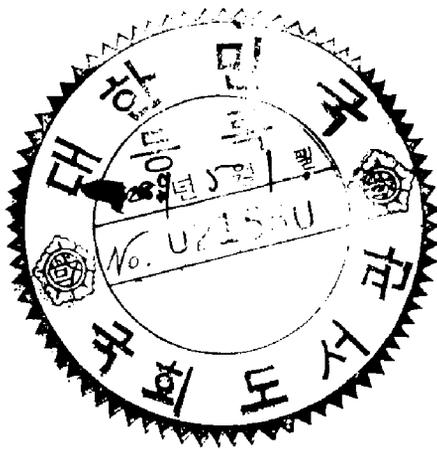
GOVP3199407848

325.3×538入

調查資料 第四輯

世界植民地現勢

朝鮮總督府



緒言

本篇に掲げたる「世界植民地一覽」に於て明瞭であるが如く現在世界にある植民地は、到底想像もつかぬ位多數である。本篇は此の内印度・比律賓・濠洲・加奈陀・布哇・海峽植民地・馬來聯邦植民地・アラスカ等の重要な植民地現勢を知るに便ならしむる爲、千九百二十三年英國發行の政治年鑑に基いて其の人口・面積・政治・教育・産業・貿易・交通等の簡單なる記述を試みたものである。(相川囑託)

大正十三年五月

朝鮮總督官房庶務部調査課

世界植民地現勢

目次

一、世界各國植民地 覽	一
二 印度の現勢	三
三、比律賓の現勢	七
四 濠洲の現勢	四五
五、加奈陀の現勢	五七
六、布哇の現勢	六九
七、海峽植民地の現勢	七三
八、馬來聯邦植民地の現勢	七七
九、アラスカの現勢	八一

대한민국
외교부
국회
장서

世界植民地一覽

世界植民地一覽

一. 英吉利領植民地

歐洲の部

北愛蘭 (Northern Ireland)

アイル・オブ・マン (Isle of Man)

チャネル島 (Channel Islands)

愛蘭自由國 (Irish Free State)

ジブラルタル (Gibraltar)

マルタ (Malta)

亞細亞の部

アデン・ペリム・ソコトラ (Aden, Perim, Sokotra)

バーレーン諸島 (Bahrein Islands)

ボルネオ (Borneo)

錫蘭 (Ceylon)

サイプラス (Cyprus)

香港 (Hongkong)

印度 (India and Dependencies)

海峽植民地 (The Straits Settlements)

馬來聯邦植民地 (Federated Malay States)

聯邦外馬來植民地 (Malay States outside the Federation)

威海衛 (Weihaiwei)

委任統治領

イラック (Iraq)

パレスタイン (Palestine)

トランス・ジョルダン (Trans-Jordan)

阿弗利加の部

アシセンシヨン島 (Ascension Island)

英領東アフリ加 (British East Africa)

ケンヤ (Kenya Colony and Protectorate)

ウガンダ (Uganda Protectorate)

ザンシバ (Zanzibar)

モーリシヤス (Mauritius)

ニアサランド (Nyasaland Protectorate)

ソマリランド (Somaliland Protectorate)

南アフリ加 (South Africa)

バヌトランド (Basutoland)

ベチエアナランド (Bechuanaland Protectorate)

ローデシア (Rhodesia)

スワジランド (Swaziland)

南ア聯邦 (Union of South Africa)

望遠嶺 (Cape of Good Hope)

ナタール (Natal)

トランスバール (The Transvaal)

オレンジ自由國 (Orange Free State)

西アフリカ (West Africa)

ナイジエリア (Nigeria)

ガムビア (Gambia)

ゴールドコースト (Gold Coast)

アシヤンテイ (Ashanti)

シーラレオン (Sierra Leone)

英埃スーダン (Anglo-Egyptian Sudan)

委任統治領

タンガンイカ (Tanganyika)

南西アフリカ (South-West Africa)

カメルーン (Cameroun)

トーゴランド (Togoland)

亞米利加の部

バーミューダ (Bermudas)

加奈陀 (Canada)

フォークランド (Folliland Islands)

英領ギアナ (British Guiana)

英領ホンデユラス (British Honduras)

ニューファウンドランド及ラブラドル (Newfoundland and Labrador)

西印度諸島 (West Indies)

濠洲及大洋洲の部

濠洲聯邦 (Commonwealth of Australia)

パプア (Papua)

新西蘭 (New Zealand)

フィジー (Fiji)

太平洋諸島 (Pacific Islands)

委任統治領

ニューギニア (New Guinea)

西部サモア (Western Samoa)

ナウル (Nauru)

一. 合衆國領植民地

アラスカ (Alaska)

ハワイ (Hawaii)

ポルトリコ (Porto Rico)

ヴァージン諸島 (American Virgin Islands)

比律賓諸島 (Philippine Islands)

グアム (Guam)

サモア諸島 (Samoan Islands)

三. 佛蘭西領植民地

亞細亞の部

佛領印度 (French India)

佛領印度支那 (French Indo-China)

交趾支那 (Cochin-China)

安南 (Annam)

柬埔寨 (Cambodia)

東京 (Tonking)

老撾 (Laos)

廣州灣 (Kwangchau Wan)

委任統治領

シリア (Syria)

レバノン (Lebanon)

亞弗利加の部

アルジェリア (Algeria)

佛領コンゴ (French Congo)

マダガスカル (Madagascar)

メヨット及コモロ諸島 (Mayotte and the Comoro Islands)

レユニオン (Reunion)

ソマリ海岸 (Somali Coast)

西アフリ加及サハラ (West Africa and the Sahara)

チュニス (Tunis)

委任統治領

トーゴ (Togo)

カメルーン (Cameroun)

亞米利加の部

グワデルーブ (Guadeloupe and Dependencies)

佛領ギアナ (Guiana)

マルチニック (Martinique)

サンピール及ミクロン (St. Pierre and Miquelon)

濠洲及太平洋の部

ニューカレドニア (New Caledonia and Dependencies)

ニューヘブライズ (New Hebrides)

太平洋佛領植民地 (French Establishment in Oceania)

四、伊太利領植民地

エリトリア (Eritrea)

ソマリランド (Somaliland)

トリポリ及シレナイカ (Tripolitania and Cyrenaica)

エーヂヤン諸島 (Aegean Islands)

五. 和蘭領植民地

東インデース (Dutch East Indies)

西インデース (Dutch West Indies)

六. 葡萄牙領植民地

ゴア (Goa)

ダマオ、ヂウ (Damao, Diu)

チモール (Timor)

澳門 (Macao)

ケープ・ヴェアード諸島 (Cape Verde Islands)

葡領ギニア (Guinea)

プリンシープ諸島 (Principe Islands)

セント・トーマス諸島 (St. Thomas Islands)

アンゴラ (Angola)

モザンビーク (Mozambique)

七・露西亞領植民地

ボクハラ (Bokhara)

キーバ (Khiva)

アルメニア (Armenia)

ジョルジア (Georgia)

ウクライナ (Ukraine)

印
度
の
現
勢

印度の現勢

一・英國の對印政策

現今の印度統治は一九一五年に制定せられ、一九一九年十二月改正せられたる印度統治法に依つて行はれてゐるのであるが、印度統治の根本政策について英國議會は聲明して「印度の行政各方面に亘つて益々廣く印度人を關與せしめて、各方面に於ける自治機關の秩序ある發達を促し、將來は不可分なる英帝國の一地方として英領印度に責任ある政府を實現するを目的とする」と言ふて居るのは英國の對印政策の將來を卜するに足ると思ふ。

二・英國に於ける印度統治機關

印度統治に關し英本國に於て處理する事項が多いのである。之を統轄するに印度事務大臣あり、之を補佐するに八名乃至十二名の議員を以て組織する評議會があるが、少くも議員の半數は十箇年間印度に於て公職に就きたるもの又は居住したるものであつて、任命の日迄に五箇年以上印度を離れざるものたるを要する。評議會議員は英國國會の議員たるを得ざる規定である。評議會は發案權はないが印度統治につき母國內に於て行はるべき各種の事務を處理する權限を有してゐる。

印度事務大臣は印度政廳の歳入歳出を管理してゐるが豫算の編成は評議會の協賛を得なければならぬ

併し印度代議院は被選舉議員が多數を占めてゐる關係上純粹の印度問題に就て代議院と印度政廳との意見が一致する限り特殊の場合を除いては、印度事務大臣は之に干涉しないことになつてゐる。

印度は法規に基いて印度の代表者を英本國に駐劄せしめて印度總督又は印度地方政廳の代理者として英國政府との交渉に當らしめ、又印度事務大臣の指定する事務を執行せしめてゐる。一九一九年始めて印度人を印度事務次官の要職に採用した。

三・印度中央政廳 (Central Indian Government)

印度に於ける最高行政官は印度總督(又は太守)である。總督は英國皇帝の任命するところであつて、任期は五年である。中央政廳は以前はカルカッタに在つたが一九一二年デルハイに移された。

四・印度議會

印度議會は國務院(Council of State)及代議院(Legislative Assembly)より成てゐる。國務院の議員は六十名以内で、内二十名は官吏中より任命される。代議院の議員は百四十四名で内二十六名は官吏議員であつて他は選舉議員である。兩院の權限は絶對的のものではない。總督は英國皇帝の裁可ある時は、國務院又は代議院の意思に反する法律を施行することが出来ることになつてゐる。

五・諸官署

印度總督に隸屬する各官署は總督を補佐する行政參議院の監督の下にある左の官署である、

内務部 (Home)	外交政務部 (Foreign and Political)
財務部 (Finance)	陸軍部 (Army)
工務部 (Public Works)	稅務農務部 (Revenue and Agriculture)
商務部 (Commerce)	司法部 (Legislative)
學務保健部 (Education and Health)	鐵道部 (Railways)
産業部 (Industries)	

部長は印度政廳書記官を以て之に當て、鐵道部長は鐵道會議議長の兼任であつて、外交政務部は總督に直屬してゐる。

六・地方行政 (Provincial Government)

一九一九年制定の印度統治令に依り行政上印度を十五の行政區に分ち各區に知事を置いてある。各區の狀況を見るに、

區 別	面積(平方哩)	人口(單位千人)	人種 (一九二二年測)
一、マドラス	一四二,000	四三,五〇〇	主としてヒンヅ人
二、ボンベイ	二五,〇〇〇	一九,五〇〇	同
三、ベンガル	七六,七〇〇	四六,五〇〇	ヒンヅ人、マホメダン人
四、アグラ、アウダ	一〇七,〇〇〇	四五,五〇〇	不詳

五、パンジャブ	九九,000	二〇,500	不詳
六、ビルマ	三三,000	一三,000	主として佛教徒
七、ビハル、オリサ	八三,000	三四,000	主としてヒンヅー人
八、中央州	一〇〇,000	一四,000	同
九、アッサム	五三,000	七,500	大半はヒンヅー人他はマホメダン人
一〇、西北境州	一三,400	二,二五〇	マホメダン人
一一、アイマル、メルツラ	二,七〇〇	五〇〇	主としてヒンヅー人
一二、クルグ	一,五八〇	一六四	同
一三、ベルヂスタン	五四,000	四二〇	主としてマホメダン人
一四、デルハイ	五五七	四八	不詳
一五、アンダマン、ニコバル島	三,二四〇	二七	不詳
合 計	一,〇九二,〇七七	二四六,九三九	

印度總督は地方行政に關しては絶対監督權を有してゐる。

備考 本編中單に年とせるは曆年。年度とせるは其の年の四月より翌年の三月に至る會計年度を云ふ。

七. 地方廳の事務

印度中央政廳より地方廳に委任せられたる事務は概ね左の如くである。

地方の自治・醫務行政・保健衛生・教育・土木・農業・漁業・公益團體・國產稅・登録稅・産業の助成・度量衡・宗教及慈善事業の保護獎勵等

八・州廳の組織

地方政廳即ち州廳の組織は行政部と立法部に分れてゐる。即ち知事は一方行政參事會に諮問すると共に地方州廳内各部の長官を統轄してゐる。各部長官は代議院議員中の選舉議員中より任命せられ、所管の委任事務を司つてゐる。各部長官に委任せられてゐない一切の事務は知事の直裁するところである。斯の如く立法部と行政部とは各々其の分擔事項に付いて責任を異にしてゐる。兩機關は各獨立の權限を有し對等の地位を占めてゐる。

九・州行政參事會 (Governor's Executive Council)

州行政參事會の議員は四名以内とし、内一名は印度に於て二年間公職に在りたる者たることを要する。

一〇・州立法代議員會 (Legislative Council)

州立法代議員會は二割以内の官吏議員と七割以上の選舉議員を以て之を組織してゐて、一般豫算の議決權を有してゐる。

一一・郡廳

州の下に郡があり郡を以て行政上の單位としてゐる。英領印度全體の郡の總數は二百六十七に達する。

一二・土人部落の統治

印度國內に於て英國の直接統治外に在る領域が甚だ廣い。是等土人部落の統治は、在來の諸侯に依つ

て行はれ、各諸侯には宣戰媾和の權はない。又他領に對し使節を派遣することや、制限以上の兵備を有することを許されてゐない。特に許されない限は歐米人を雇備するをも禁止されてゐる。諸侯に秕政ある場合には總督は嚴格に之を監督することゝなつてゐる。是等の制限以内に於て、有力なる諸侯に限り其の領域内に於て自主權を附與されてゐる。諸侯中には毎年一定の獻金を課せられてゐるものがある。諸侯領は七百の多數に達し、大はハイダラバッドの如き面積八二、〇〇〇平方哩、人口一二、五〇〇、〇〇〇人に及ぶものもあれば、小は二三の寒村に過ぎないものもある。一九二二年二月より土人部落領主會議を常設し、關係事項を協議することゝなつてゐる。

一三・地方自治 (Local Self-Government)

一九一七年度末の調査に依れば英領印度内に七百三十九の市があり、其の人口が千七百萬人に達してゐて、市に於て組織されてゐる市會の議員總數一〇、一八七人中五、八八六人は民選議員であつた。

一四・市會の權限 (Municipality)

市會は道路・街燈・水道・下水・衛生・醫療・種痘・教育等に關する事項を監督し、州知事の認可を経て、各種の細則を制定し地方改良の事務を司つてゐる。

一五・市會組織

大都會と小都會との別なく市政に參與する市會があり、議員の大多數は納稅者中より選出せらる。或る

市會の如きは議員が悉く土人の所もあり、また多くの都會に於ては婦人にも選舉權を附與してある。又場所によつては婦人に被選權すら附與してゐる處さへある。

一六・郡會

郡にも郡政に關與する郡會がある。道路・學校・市場・衛生等に關し自治を行ふ機關である。

一七・人口の増加

(一九二一年調)

(一九二二年調)

十年間の増加

英領印度

二四三、九三三、一七六

二四七、〇〇三、二九三

三、〇七〇、一一五

土人部落

七、三三三、二八

七、五九一、一八七

七五、九六九

合計

三五、一五八、五九六

三三、九四二、四八〇

三、七六、〇八四

一八・印度人の用語

一九二一年の調査に依り全印度の人口を其の使用語別にすれば左の如くである。(單位千人)

イ. 印度語

一、 塊地利西亞細亞語系

(i) モン・クミル語

五五〇

(ii) マンダ語

二、八五〇

二、 チベット支那語系

(i) チベット・ビルマ語

一〇、九三〇

(ii) シヤム支那語

二、〇四〇

三、 ドラヴキヂアン語系

六、七〇〇

四、印度・歐羅巴語

アリアン語 二二二、八〇〇

五、其の他

三〇

ロ、亞細亞・阿弗利加語

二二〇

ハ、歐羅巴語

三三〇

(備考) 英語を使用するもの 三〇三)

一九、職業別に見たる印度人 (一九二一年調、單位千人)

一、牧畜業、農業

二二四、六九六

二、漁業、狩獵業

一、八五五

三、鑛山、採石、製鹽業

五三〇

四、工業

三五、三三三

内 織物

八、三〇七

衣服、化粧品 七、七五一

木材 三、八〇〇

食料品

三、七三三

陶器 二、二四〇

建築 二、〇六一

鐵器

一、八六二

藥品 一、二四三

皮革 六九九

其の他 三、六四九

五、運輸業 (郵便、電信及電話を含む)

五、〇三九

六、商業

一七、八三九

内 旅館、料理店 〇、一九八

吳服商 一、二二七

銀行、取引所、保險 一、三三〇

其の他 五、一四四

七、陸、海軍人 六七〇

八、警察官吏 一、七九

九、官、公吏 二、六四八

一〇、自由職業者、其の他 五、三三五

内 宗教家 二、七九九 教員 六四四 醫師 三三七 其の他 一、二五五

一一、家庭使用人 四、五九九

一二、不詳 一四、九二三

總計 三五、一五五

二〇・出生率、死亡率（一九二〇年調、千人に付）

出生 三三・〇 死亡 三〇・八

二一・傳染病

一九二〇年届出の死亡者總數及病名は左の如くである。

死亡總數 七、三五五、六四八

内 虎列刺病 一三〇、一四〇人 黒死病 九、三六八人

熱病 四、三三、二〇二人 赤痢病及下痢症 二八、七四八人

一八九六年より一九二〇年に亘り、全印度（土人部落を含む）に於て黒死病に罹つて死亡した人員は一千萬人以上に達してゐる。

二二・印度の宗教

一九二一年編纂の全印度に於ける宗教統計に依れば各宗派に屬する信徒總數三一六、一二八、七二一人中

ヒンヅー教徒	二六、七四、五六	シーク教徒	三、三六、八〇
耆那教徒	一、二七、五九	佛 教 徒	二、五二、二六八
波斯教徒	二〇、七八	回々教徒	六、七五、二三三
基督教徒	四、七五、〇七九	猶太教徒	二、七八
アニミスト教徒	九、七四、六一	其の他	一七、九九

二三・教 育

イ・學校の種類

印度に於ける學校を大別すれば二種となる。

- 一、學務部又は大學に於て規定した一定の課程を授け、學務部の監督を受け、學務部又は大學に於て施行する定期の學科試験に生徒を送りて受験せしむるものを公立學校と云ひ、
- 二、以上の規定に準據せざるものを私立學校と云つてゐる。

ロ・公立學校

- 一、小學校 地方語を用ひて讀方、書方及初步の智識を授けてゐる。
- 二、中等學校 中學校及高等學校とに分れ、其の中に英語を使用するものと之を使用せざるものとの

二種ある。

三、大學 進んで高等専門の學科を修めんとするものゝ爲にはカルカッタ・マドラス・ボンベイ・バン
デヤブ・アラハバッド及ハトナに大學がある。

尚ダツカ・クラッソー及ラングーンの三市に單科大學がある。又宗教大學にはベナールス市にヒンヅー教
大學、アリガール市にモズラム教大學があり、更に土人部落に於てもミゾール及びハイラダバッドに大學
がある。其の他工業・農業・商業・醫學・法律等の各種専門學校、師範學校及師範大學がある。

ハ・學事統計

一九一九年の調査に依る英領印度に於ける學事統計は左の如くである。

一、學校、生徒

	學校		生徒	
	男學校	女學校	男	女
高等専門學校	二〇三	一六	六四、六七	一、二四九
中等學校	七、九七	七六一	一、一六四、二八二	二七、五八八
初等學校	一三三、五五	二二、七九	四、九六、九八八	一、一七六、五三
普通専門學校	三、七八	三〇六	二〇、一九一	二一、四〇一
私立學校	三、七四七	一、八七六	五三、〇七六	七〇、三二〇
合計	一七六、四三三	二四、七七八	六、八二九、三〇四	一、三三七、〇二一

總計

二〇三、九八六^校

八、二〇六、三三五^人

二四

二、各種專門學校

前表中普通專門學校について、其の内譯を略記すれば、

學 校	校數	生徒數	學 校	校數	生徒數
男子師範學校	九四八	三、一〇〇	女子師範學校	一一八	三、三〇〇
美術學校	九	一、四〇〇	法律學校	一	七
醫學校	二七	五、〇〇〇	土木、測量學校	一七	一、三〇〇
工業學校、實業學校	二六九	一三、〇〇〇	商業學校	一七	五、〇〇〇
農業學校	二〇	四二〇	感化院	六	一、二四五

二四・財政

印度に於ては一九二一年四月財政上に一大革新を加へ、中央政廳と地方政廳との財政上の關係に一大變動を來した。この改正によつて中央政廳は阿片・鹽・關稅・所得稅・獻納金・郵便・電信・鐵道・造幣等を財源とし、地方廳は地租・印稅・消費稅・森林稅・登記稅・灌漑等を財源とすることになつた。最近の中央政廳豫算及互の内譯は左の如くである。

一九二二年度中央政廳歳入、歳出總豫算 (單位千圓)	
歳入	歳出
關稅	關稅
四四、一六四	四四、一六四
六、八二五	六、八二五
所得稅	所得稅
三三、三三九	三三、三三九
歳入	歳出
四、六六八	四、六六八

鹽	稅	六八、六〇三	阿片稅	三三、九三〇	一八、六三七
地	租	四、三〇三	消費稅	五、六三二	二八四
印	稅	二、四九五	森林稅	二、一六八	四、八二七
登	記	一六〇	土人部落獻納金	八、八〇五	—
鐵	道	三〇九、一五二	債	—	一五三、〇〇九
灌	漑	七三三	郵便、電信	一七、五三八	九、七六一
利	子	八、四三二	民	八、六四九	九七、四〇六
通	貨、造幣、爲替	三三、二三三	土	一、〇九二	一六、一四九
雜		六、六〇一	軍	五五、四二四	六七七、二二四
地方	應納金	九三、六六五	合	二、三三三、二七八	一、四四三、九〇六
			計		

(註 最近印度の歳入は年々不足を告げ、現に前記豫算にも歳入不足を來し居れど、其の填補の法は明記しあらず)

二五・國 防

印度の國防は英國正規兵・印度土民兵・補助兵及帝國防備兵等を以て組織してゐる。此等の軍隊は軍司令官に隸屬する參謀本部及陸海軍務部の指揮を受けてゐる。軍司令官は總督の下にある行政參議院の一員である。

陸海軍務部は軍需品及經費に關する事項を掌てゐる。英國正規兵の經費は財務部より支出し土民兵と共に旅團及師團に編成される。英兵と印度兵との割合は英兵一大隊に對し印度兵三大隊の率を保つことになつてゐる。騎砲兵・野砲兵・守備砲兵・タンク隊・航空隊は悉く英兵である。

補助兵の募集は志願制であつて、英人系の志願者に限ることゝなつてゐる。補助兵は正規兵の次線に立たしむる計畫である。

帝國防備兵は英國の直接統治外にある土人部落に於て募集、補充するもので英國士官が之を訓練してゐる。世界大戦中は等土人部落の諸侯は歐洲の戦場に派遣すべき印度兵の大募集に努力し、また自ら出征したのも多數あつた。

一九二二年十月現在印度軍隊(土人部落を除く)の兵力は左の如くてある。

正規兵				補助兵				土民兵				合計			
騎兵聯隊	九	二	三	四	騎砲兵中隊	五	一	一	五						
野砲兵中隊	四	一	一	四	山砲兵中隊	六	一	一	一九						
守備砲兵中隊	九	二	一	二	工兵中隊	一	五	二	二九						
歩兵大隊	四	二	二	一	信號兵中隊	一	一	一	一四						
タンク中隊	六	一	一	六	合計	二	三	三	三六						

印度人士官であつて大戦中武功顯著であつた者は土民兵の要職に就かしめ、若し年齢または教育不充分なるが爲現職を與へ難きものは名譽職を與へて其の戦功を表彰した。また毎年四十名の印度人を選抜して、サンドホルストなる陸軍大學に入學せしめ、印度兵の將校たるに必要な教育を施してゐる。

印度に於ける航空隊は八分隊を以て編成せられ、航空司令官に隸屬してゐる。四分隊を以て第一軍を、

二分隊を以て第二軍を組織し、殘二分隊及航空學校・航空機倉庫・航空機製造所は航空隊本部で管理してゐる。

二六、農 業

イ、農民 印度の産業中最も重大なる位置を占むるものは農業である。一九一一年の調査によれば總人口三一五、〇〇〇、〇〇〇人中、農業(林業、牧畜業を含む)に従事するものは二二五、〇〇〇、〇〇〇人であつた。農民中英領印度に住するものは一七八、〇〇〇、〇〇〇人で、四七、〇〇〇、〇〇〇人は土人部落に住つてゐる。

ロ、農産物の收穫高 一九二一年度主要農産物の播種地面積及收穫高は左の如くである。

	面 積	收 穫	面 積	收 穫
米	三三、一五二、四八八 <small>町歩</small>	八、九三三、二九八、〇〇〇 <small>石</small>	小 麥	一一、五九九、四七二 <small>町歩</small>
甘 蔗	九七二、八五五	七〇一、八九〇、〇〇〇	茶	二八九、二七二
棉 花	七、五三二、八二八	五〇〇、一四四	黃 麻	六九、三四四
亞麻仁	二、三二二、一四四	二七、六二四、〇〇〇	菜種、芥子	二、四九六、九六〇
胡 麻	一、八三三、五六	一三九、五五五、〇〇〇	落花生	七九三、九六八
藍	二二九、三三六	一六、五〇三、九〇〇	珈 琲	五、八六六
護 謨	一五、〇〇〇	一〇、九五八、三四四		

ハ、灌漑事業 一九一九年度現在灌漑地全面積中

疏水に依るもの 九、四六四、三七六^{町歩}
 貯水池に依るもの 二、九九三、四九六^{町歩}
 井水に依るもの 五、一七八、三三六
 其の他の水利に依るもの 二、三四〇、六九六

合計

一九、九七六、九〇四

二、英領印度に於ける耕作地（一九一九年度）

測量完了地 二五五、〇六〇、九七二^{町歩}
 耕作地 九〇、九二二、七九八^{町歩}
 休耕地 二一、二七〇、九九五^{町歩}

未墾地 四六、二七三、二〇〇
 耕作に適する地 五九、四七四、二四七
 森林地 三六、〇三三、九二四

灌漑地 一九、九七六、九七七
 合計 五九、〇〇四、九四三

二七、牧畜

一九一九年度末英領印度に於ける牛馬其の他の重要畜産の状況は左の如くである。

牛 二七、四八八、〇〇〇^頭
 水牛 二八、四九三、〇〇〇^頭

羊 二一、九八四、〇〇〇
 山羊 二四、一三四、〇〇〇

馬 一、六九九、〇〇〇
 驢 一、三七一、〇〇〇

駱駝 四〇八、〇〇〇

二八、森林

印度中央政廳の直轄する山林を分類すると、(一)保存林、(二)保護林、(三)以上二種に屬せざるもの三種となる。保存林は木材の供給及水源保護の爲めに、永久に保有せらるゝ森林である。一九一九年度末各種

森林の面積は左の如くである。

保存林	103,031 <small>方哩</small>	保護林	7,941 <small>方哩</small>
其他	140,005	合計	250,999

二九・工業

印度に於て農業に次いで最も重要な産業は綿布製造である。其の他盛大なるは養蠶・絹布・肩掛・敷物・彫刻等である。尙製茶は印度の特産であつて、其の製造使用人員は八四三、〇〇〇人を越えてゐる。

一九二〇年度の報告によれば茶栽培地の面積は二六四、〇九八町步で、其の産額四一七、四五〇貫中四六二、二六一貫輸出せられた。

イ、綿糸布業 英領印度及土人部落に於ける一九二〇年度綿糸、布業の状況は左の如くである。

綿糸、布工場數	二八四	同上使用人員數	二六二、二九七
紡錘數	七、八三、六五個	綿糸製産高	七九、六五貫
織機數	一八、四四臺	綿布製産高	四四四、六五貫

ロ、各種製造業 一九二一年英領印度に於ける諸製造所及其使用人員(五十名以下の小工場を含まず)は左の如くである、

製麻場	工場數	使用人員	工場數	使用人員
	七五	二六四、三七三	一、七五	一三、三三
			棉繰場	二九

鐵道電車工場	七	二五、五九	精米場	五四二	四七、二四
機械製作場	一六一	三九、一二	武器、彈藥製造所	一七	三三、二七
印刷所	一四八	三〇、七六	皮革工場	三三四	二八、二〇
黃麻壓搾場	一二五	二五、五四	屋根瓦、煉瓦製造所	一八二	三三、一九
造船場	一五	三、〇三	製鐵場	二	一七、四五
製材場	一三七	二、六七	精油場	七	一一、五九
製毛場	二〇	二、一五	製糖場	四〇	九、八四
石工場	四八	八、九三	製油場	一三八	七、七五
石油罐詰所	二三	六、二九	煙草製造場	一四	五、九〇
製糸場	八	五、四〇	レース製造所	五九	五、三四
護謨工場	二二	五、〇八	其の他	五七四	八六、六六
合計	四、五三	九五、一一			

三〇・銀行、會社

英領印度及領外四州（ミゾール・パロダ・ガリオ・インドール）に於ける一九一九年度末現在諸會社の拂込資本金總額は一、二三二、一三六、〇〇〇圓であるが、左に重要な會社と拂込金額を掲ぐれば

會社	社數	拂込資本金（單位千圓）	會社	社數	拂込資本金（單位千圓）
銀行、保險	六五四	二〇、七八	鐵道、電車	五二	一三六、八〇〇
貿易	一、三七	二九、一九	製茶	三八五	六八、一九

炭 坑 二三三 七四、〇九〇 製 綿 二四七 一九、九八二
 製 麻 五五 一六、五三六

印度以外の地に於て設立された會社であつて印度に於て營業するものは一九一九年度末現在では六三四であつて、其の拂込資本總額は實に四、二〇六、三三〇、〇〇〇圓に達してゐる。之を會社の種類により區別すると左の通りである。

會 社	拂込資本金 (單位千圓)	會 社	拂込資本金 (單位千圓)
鐵道、電車	三五、四〇〇	汽 船	二三〇、八五〇
製 麻	二三、九一〇	製 茶	一七九、九〇〇
金 鑛	二〇、八五〇	其の他の鑛業	一一四、七四〇

三一・鑛 業

印度は鑛産に富んでゐる。一九一九年産出の鑛物總價額は二一八、五〇九、一二〇圓で、年産出額百萬圓以上に達してゐる重要鑛物は左の如くである。

石 炭	一〇一、一九一、五六〇 ^{PI}	金	二三、五六〇、三九〇
石 油	一八、三四三、〇八〇	滿 俺	一五、四六三、三〇〇
鹽	一八、三三五、二三〇	硝 石	四、七三三、四七〇
鉛	六、六八六、四二〇	タングステン	五、三九五、四四〇
建築材料	四、三六一、八三〇	雲 母	八、三三四、四八〇

錫 二、四二一、五〇〇
 銀 四、八七一、四六〇
 紅玉、青玉 一、〇八〇、八七〇

三二・商業

イ、外國貿易 一九二一年度の印度海外貿易總價額

輸入(商品) 二、八〇七、三二一、八四八
 再輸出(商品) 二、四八六、五七六、二五六
 再輸出(金銀) 一九〇、六七三、一四四

同年度輸出、入品中年額五千萬圓以上に達したるものを國別にすれば左の如くである。

國名	輸入額	輸出額	國名	輸入額	輸出額
英吉利	一、五〇九、二〇六、二六七	四三三、一六一、四一八	獨逸	七三、四五五、一三九	一六〇、五四五、五二〇
白耳義	五三、二九三、五八〇	八〇、二〇〇、七九〇	伊太利	二〇、〇三一、一四四	五八、三五三、三五
支那(香港を含む)	四二、五三六、一五九	一七三、八四三、五五四	日本	一三五、七九六、〇六三	三八〇、八六三、七〇
錫蘭	一三、七八八、四八一	一一五、六七一、〇七三	海峽植民地	四〇、七八八、四五五	七四、四六八、九〇〇
ジャバ、ボルネオ、スマトラ	二四五、三四、三九七	四五、九二一、四〇二	亞米利加	二二六、〇八四、一〇三	二四九、三二一、三三七
濠洲	九四、三九五、七九五	四〇、二九、九四三			

○、重要貿易品 一九二一年度輸出入品(官有品を除く)中年額五千萬圓以上の貿易品は左の如くであつた。

輸入品

綿製品 (棉糸を含む) 五九、三八〇、五四八^噸

金屬、鑛石類 二六一、九八一、八三三

石 油 七五、六四〇、六五

鐵道用具、車輛 一八九、一〇六、一三五

石炭コースス類 五八、五四四、七四二

輸 出 品

砂糖 (糖蜜、糖粉、糖) 二七五、〇三八、二六六^噸

機 械 類 三四二、五五〇、八三三

鐵 器 類 五、四八〇、五二

穀 類 九三、五九九、二二

生 麻 一四〇、四九一、五九七^噸

棉 花 五三九、六六一、七九七

米 二四九、一八一、六六八

皮 革 九九、〇三二、四六一

樹 脂 七九、一五六、一四四

麻 製 品 二九九、九七七、一八六^噸

綿 製 品 (製糸を含む) 一六六、五三七、一六六

茶 一八二、三〇一、九三三

種 子 類 一七四、〇六九、四一四

ハ・商船 一九二二年度に於ける英領印度國內諸港出入商船船籍別をみるに、

入 港 出 港

英國船 二、三三七^隻 五、八四一、〇三三^噸 二、四四二^隻 六、三六五、四二八^噸

外國船 五〇三^隻 一、五八五、四三九^噸 四八五^隻 一、五〇〇、九七〇^噸

合計 三、九四〇^隻 七、四二六、四七二^噸 四、〇二七^隻 八、〇三三、三九八^噸

入 港 出 港

英、印 船 三〇^隻 一、五〇〇、〇三八^噸 三六六^隻 一、七〇一、一八〇^噸

土人所有船 七九^隻 八〇、三三一^噸 七七六^隻 七六、五九九^噸

總 計 一〇九^隻 一、五八〇、三九九^噸 一、一四二^隻 一、七六七、一七九^噸

三三三・交 通

1. 鐵道 一九二二年三月末現在印度鐵道總延長三七、二六六哩、資本總額六、五四一、二四〇、〇〇〇

圓であるが其の内譯は左の如くである。

國家直營の國有鐵道

會社委任經營の國有鐵道

保證、割戻を受くる會社の支線

中央又は地方政廳の補給を受くる會社線

無補給の會社線

郡 有 線

郡の補給を受くる會社線

領外國有線

幹線にて經營する領外國有線

領外官憲の保證を受くる會社線

英印鐵道會社の經營する國外線

乗客、貨物

乗客	五〇、八六六、九〇〇人
貨物	八六、二四八、〇〇噸
收入	九八、八六七、〇〇圓
連轉費	七〇、七九九、五〇圓
純益	三〇、八七七、〇〇圓

哩數

資本額 (單位千圓)

七、六九八	一、七三二、一〇三
一九、一〇七	四、〇八三、六七〇
二、二六五	一七三、〇六九
二、三〇六	一八〇、五九九
六八	四、五三七
二三七	一三、一〇四
三〇七	一五、二六三
二、九五二	一四六、六七二
一、四八三	八九、五七九
七六〇	九四、〇四一
七四	二〇、七三三

使用人員

七四、四六八人

内

歐米人	六、八五八人
英印混血人	一一、八三一人
印度人	七五、七八九人

□・郵便、電信、電話（一九二一年度）

一、郵便

信書、爲替、新聞、小包取扱個數

一、四五、一九、七四〇

郵便局

一九、五五七

郵便函

五〇、二一七

收入

三六、八四九、六六〇圓

經費

四三、七五二、四四〇圓

二、電信

電信局

一〇、四七二

電信線の總哩數

九一、七六〇

有償電信通數

二〇、六一、四五九

收入

三三、一九八、三七〇圓

經費

二一、〇七〇、二五〇圓

外に官營の無線電信局二十二個所あり、内八個所は海岸に設置せられ、航海中の船舶と電信を交換して、一般公衆の便益を計つてゐる。

三、電話

電話は總て官廳の管理するところであるが、カルカッタ・マドラス・ボンベイ・カラチ・ラングーン・モウルメインに於ては監督官憲の特許を得たる私設會社の電話交換局十個所に建設せられ、其の接續數二二、九五八に及び、此の外官設の交換局があつて、其の接續數が一一、九八八に達してゐる。

比
律
賓
の
現
勢

比律賓の現勢

一・比島の分割

比律賓群島は一八九九年四月十一日米國及西班牙間に締結された條約に依つて西班牙より米國に分割されたるものである。

二・比島の統治

比島は各獨立して對當の地位を占めてゐる行政部・立法部及司法部に依つて統治されてゐる。

三・總督

總督は比島に於ける最高の行政官であつて、比島に於て米國の主權を代表してゐる。米國大統領は米國元老院の意見及承認を得て比律賓總督を任命する。

四・議會

比島の立法機關は二院制にして、元老院及代議院より成り、議員の定員は元老院は二十四名、代議院は九十三名である。是等の議員は議會に於て比律賓四十八州を代表する。兩院共に選舉制であるが、元老院議員二名及代議院議員九名は總督から指名せられアガサン外八州を代表してゐる。

五・總督府

總督府の行政機關を(一) 内務部・(二) 學務部・(三) 財務部・(四) 司法部・(五) 農務部・(六) 商務交通部に分ち副總督を兼務する學務部總長(米人)を除き各部の總長に比律賓人を登用してゐる。

六・國務院 (Council of State)

國務院は行政機關と立法機關との連鎖となり、統治上民意を代表する。國務院は總督を議長とし、兩院議長及各部總長を以て組織する。

七・地方行政

州廳及市廳は内務部地方局の管轄に屬する。地方局は三十七の正規州と二の特別州を統轄し、非基督教地方局は九の特別州を統轄する。相當文化の發達せる地方を正規州と稱し、基督教化せざる地方を特別州と云ふのである。

八・州知事

知事は州の最高行政官である。知事及他の二名を加へて州委員會を組織する、之が州の立法部である。正規州では知事及委員は共に民選であるが、特別州では二三の州を除いては知事は官選である。

九・市長

市長は市の最高行政官であつて、其の下に市の大小に依り八名乃至十八名を以て組織する市委員會がある。是れが市の立法機關を構成してゐる。市長・副市長・委員は共に民選である。

一〇・面積、人口

比島は大小七千の島嶼より成り、ルブン(四〇、八一四方哩)・ミンダナオ(三六、九〇六方哩)・サマル(五、一二四方哩)・ネグロス(四、九〇二方哩)・バラワン(四、五〇〇方哩)・パネー(四、四四八方哩)・ミンドロ(三、七九四方哩)・レイテ(二、七九九方哩)は其の大なるものである。

一九一八年の調査に依れば比島の人口は一〇、三二四、三二〇人で、大部分は馬來人種である。馬來人中九割一分は基督教徒であつて、残り九分はモロー人及偶像教徒である。

一一・首府

比島の首府はマニラであるが、同市は商業及工業の中心地である。マニラ市は人口二八五、三〇六人、内比律賓人二五九、四三七人・支那人一七、七六〇人・日本人一、六一二人・米國人二、九一六人・西班牙人二、〇五〇人・英國人六六四人・獨逸人二〇一人・佛國人一二二人・其他五四五人である。

一二・司法

比島を二十六區に分ちて裁判所を構成してゐる。高等法院は比律賓人を院長とし、判事八人中三人は比島人である。

一三・警察

公安を維持する爲め市に警察部があり、比島全體に比律賓警察隊がある。警察隊は三八二人の警部と

五、九〇二人の巡査を以て組織し、之を全島一三三箇所に配置して保安維持の任に當つてゐる。

一四・國防

米國は比島防備の爲めに一三、〇〇〇人の兵を全島に配置してゐるが、其の内五箇聯隊は比律賓兵である。

一五・宗教

比島に最も優勢なるは羅馬舊教であつて七、七五一、一七六人の信徒を有してゐる。比島人の基督教徒は一九〇一年新に比島獨立教會を設立したが、其の信徒は目下一、四一三、五〇六人に達してゐる。新教に屬する教會も多數あつて信徒の數は一二三、三六二人に達してゐる。ミンダナオ及スル州の住民は主として回教徒であるが、土人部落には三〇〇、〇〇〇人の偶像教徒がゐる。

一六・教育

比島の教育は無月謝制度の非宗教的共學主義に依り英語を用語としてゐる。一九二二年末現在の公立學校數は七、六五九で、其の生徒數は一、〇七〇、二五五人であつて、其の教員は米國人三五二人、比律賓人一三、八二九人の割合である。政府が之が爲に費して居る教育費の年額は約二〇、〇〇〇、〇〇〇圓に達してゐる。

イ、専門教育 専門學校には師範學校・技藝學校・中央農學校・航海學校・商業學校・盲啞學校がある。

其の他に二五〇の農學校があるが、其の内一部は専ら未開地方の子弟の爲めに建設されたるものである。

ロ・高等教育 最高學府としては國立比律賓大學がある。各分科を通じて學生二、六九八人を收容し、外に私立大學が二校あつて一をサント・トマス大學と云ひ、一六一一年の創設で、ドミニック教派の設立するところである。他は國民大學である。

ハ・私立學校 各種の私立學校が三八四校、三〇、〇五〇人の生徒を收容してゐる。之に従事する教員數は一、二二九人である。

一七・歳入、歳出

一九二一年度の入歳出

歳入	一三〇、一九九、七四圓	歳出	一一八、一九四、三二圓
----	-------------	----	-------------

一八・農産

比律賓の主要農産物は米・麻・椰子・甘蔗・玉蜀黍・煙草であるが、果實の産額も多い。殊に著名なるはバナナ、^{マニラ}橡果である。

護謨の栽培も亦年々盛況に向ひつゝある。比島はまた椰子油の名産地として名高い。

比島には未開墾地が甚だ多い。其の耕作せらるゝものは、全面積の僅かに一割二分で、六割四分は森林

地帯、一割九分は原野、五分は沼澤地と云ふ割合である。

一九、森林

森林の面積は七二、二二四方哩、主として木材を産し、護謨、籐、竹等之に亞いでゐる。

二〇、鑛産

比島はまた鑛物に富む。即ち金、鐵、銀、銅、石炭は其の重要なものである。將來最も有望なものは石炭、粘土、石材、石灰石、石油、硫黃、石綿、土瀝青、滿俺、寶石等である。一九二〇年産出鑛物の價額は七、六一〇、七七〇圓に達した。

二一、外國貿易

一九二二年七月一日以降一年間の主なる貿易國と其の輸出入價額は左の如くである。

	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
米 國	一〇〇、三七、二四九	一八、三六、三四〇	一、六九、四〇三	四四六、二四〇
英 國	六、〇五、二〇三	一〇、五八、七九四	九三、五四七	七、三四、〇〇〇
日 本	一八、二七、一八三	一三、〇五、〇七五	一六、一三、九四二	五、五八二、四五七
香 港	一八〇、七〇三	七、三四六、三六六	二、二九〇、六七七	二、四六八、二五一
濠 洲	五、〇七〇、〇五二	一、三二、三三六	五、六三、三三四	五、七七、六〇〇
佛 國	一、五六〇、七四四	四、一九一、八八七	三、五三、七六七	一、六六、五六七
瑞 西	一、二七七、三五四	六二、〇七	八九九、四九九	八、八四七、八九二
			獨 逸	

和 蘭

三、五、三九

四、九、六、一五

加 奈 陀

二、九、九、五、五

一、三、五、四、二〇〇

計

一、六、四、三、二、三、八

一、八、六、三、六、一、二、二

二二・運輸、交通

一九二一年中比律賓に入港した外國船は八七七隻(噸數二、六六七、八五五)。出港外國船九八三隻(噸數二、八七二、九六八)である。

一九二二年八月現郵便局は九一〇箇所、爲替取扱所は四二九箇所、電信局は三七二箇所、電信線六、四二五哩、海底電信線九〇八哩。外に無線電信局二一箇所、郵便貯金局六七〇箇所、貯金高五、七四九、九一六圓で、貯金者中一四四、四五二人は比律賓人である。

一九一六年末現在比島鐵道總延長八八一哩、一部は國有にして他は比律賓鐵道會社の所有であるが、政府は將來私有鐵道を買収する計畫であると云ふ。

濠
洲
の
現
勢

濠洲の現勢

一・濠洲聯邦

濠洲の各獨立植民地は一九〇〇年七月英國議會の承認を得て聯邦組織となつた。

二・聯邦議會 (Federal Parliament)

聯邦議會は濠洲聯邦の立法權を有する。議會は元老院及代議院より成り、總督は議會に於て英國皇帝を代表してゐる。聯邦議會の權限は非常に廣大であつて、商業・船舶・財政・銀行・通貨・國防・外交・郵便・電信・鐵道等に關する事項を含んでゐる。

元老院 (Senate) の定員は三十六名、代議院 (House of Representatives) の定員は略ぼ之に倍する。各州選出の議員數は各州人口の多少に比例してゐる。

三・議員の資格

元老院又は代議院の議員たらんとするものは、英國人若は英國又は聯邦内の州の法律により、英國に歸化してより五年を経過したもので、定年に達し一定の選舉資格を具備し、聯邦内に三年間居住したるものでなければならぬ。婦人も亦選舉及被選舉權を有する。

四・議員の黨派別

一九二三年一月現在代議院議員の黨派別は労働黨二九、國民黨二七、自由黨一九である。

五・州 會

濠洲聯邦議會以外各州に州會があり、聯邦議會に委任せられたる以外の事項を處理する

六・中央 行政

濠洲の行政權は聯邦總督にある。總督の下に左の國務大臣を置き國務を分擔してゐる。

總理大臣、外務大臣、司法大臣、大藏大臣、土木鐵道大臣、貿易關稅大臣、内務大臣、遞信大臣、

副總理大臣、無任所大臣

聯邦政府の首都はメルボルンにある。

七・面積、人口（一九二一年四月）

面積 二、七五、五二方哩 男 二、七六、七五八人 女 二、七四、三六八人 合計 五、五一、一二六人 百方哩に付 人口密度 一八三

（右人口中には土人を含まない。土人は約六〇、〇〇〇ありと云ふ）

八・結婚、出產、死亡（一九二一年）

結 婚 四、八三 出 産 一、三六、二〇二 死 亡 五、四、〇八五

九・移入、移出（一九二一年）

移入者 一七、九三六 移出者 七、一四九

一〇・財 政

聯邦政府の一九二二年度歳入、歳出は左の如くである。

歳 入		歳 出	
關 稅	一七三、二八三、一〇〇 ^円	消 費 稅	一〇三、〇三三、四九〇 ^円
地 租	二三、八四〇、四〇〇	相 續 稅	九、九三、七八〇
所 得 稅	一六七、九〇六、八二〇	娛 樂 稅	六、七五、七五〇
戰時利得稅	一三、〇六七、〇八〇	郵便、電信、電話	九三、二〇六、五四〇
其の他	五八、九七五、五〇〇	計	六四八、九七〇、四六〇
歳 出		歳 出	
歳入支辨	六五三、〇六九、四六〇 ^円	國債支辨	三六、二三四、八二〇 ^円
計	七七九、三〇四、二六〇		

歳出中に左の如き項目があるから参考の爲記載することゝする。

軍 事 費	三六九、一四一、四一〇 ^円	老人病弱者保護費	五三、九〇〇、五六〇 ^円
産婦保護費	六、九八七、〇〇〇	郵便、電信、電話費	七、三四、九九〇
州補助費	七〇、三三五、三五〇		

備考 深洲に於ては二十年以上深洲に居住し、年齢六十五歳に達する者には、額に依り年額三百六十圓以内の養老金を授け、また五年以上深洲に居住し疾病の爲め他に糊口の途なき者も扶助料を受くる規定がある。又白人産婦には産兒一人毎に五十圓以下の補助金を授くる規定がある。

一一・豫 算 (一九二三年度)

歳 入 五五、六二、五〇〇^円 歳 出 六三、七六、九三〇^円

一二・國 債

一九二二年六月末現在濠洲聯邦國債は總計四、一六〇、七〇五、〇九〇圓に達したが、内三、六七五、七四七、五三〇圓は軍事費である。尙同期に終る七年間の聯邦軍事費總額は四、七七四、九八〇、〇〇〇圓に達し、内一、三五三、四〇〇、〇〇〇圓は經常歳入より支出し、三、四二一、五八〇、〇〇〇圓は公債によつて支出した。

一三・國 防

イ、陸軍 濠洲は國民皆兵主義を實施し強制的に國民軍を養成するを本則とし、常備兵は此の國民軍を訓練するに必要な兵數を保つを標準とする。國民軍は二箇騎兵師團・四箇正規師團・三箇混成大隊を以て編成してある。

國防大臣の下に軍務局を置き軍隊を統轄し、總理大臣の下に國防會議を設けて、國防を畫策し、陸海軍の聯絡を計つてゐる。一度濠洲軍に入隊したものは豫備に編入せらるゝことになつてゐる。

一九二二年十一月現在の豫備兵の總數は四八、〇〇〇人である。尙國民軍に入隊の準備として十七、

八歳の青年に進歩せる體育を施してゐる。

國民軍の教習は四箇年であつて、第一年には十週間の召集で各種の必要なる教練を行ひ、次の三年間は毎年六日間づゝ召集して、國民兵としての訓練を課し、更に四箇年間軍籍に置く規定である。

又軍隊教育の一助として濠洲に射的俱樂部を設置してあるが、此所の維持費は國費の補助を受け、火藥類は無償で政府から下附されてゐる。高等なる士官養成機關としてはダントルーンに陸軍大學がある。一九二二年六月末現在の濠洲の兵數及軍事關係の數は左の如くである。

常備兵	三、七九九	軍區配屬士官	二、四四八
國民兵	二、四、四八九	射的俱樂部員	四、六六八
豫、後備士官	一〇、九五二	其の他	四、五五
合計	一八六、八五七		

ロ・海軍 シドニーは濠洲に於ける一等軍港である。英本國より大小戰艦の寄附を受け、常備艦隊を設置してゐる。一九二二年六月末現在海員總數約八千人、内半數は現役である。因に一九二二年度海軍豫算總額は二〇、八八九、〇〇〇圓である。

ハ・航空隊 右の外軍事機關として航空隊及航空學校が設置せられてゐる。

一四・農 林 業

イ・耕地 一九二〇年度に於ける耕地全面積は六、一四八、五〇二町歩にして、其の農産物の總價額は

一、一二七、九六三、九五〇圓である。

ロ・森林 森林の全面積は三七、七四〇、〇〇〇町歩で、内七、二〇九、三六〇町歩は木材産出の爲めに特に保存されてゐる。

ハ・麥 一九二一年度に於ける麥の耕作地は三、九六八、六一六町歩、其の産額は一三、一五五、一四四石に達してゐる。

ニ・砂糖 一九二一年度に於ける砂糖の産額は二九九、〇〇〇噸で年々増収の見込である。

ホ・畜産 一九二〇年末の畜産の状況を見るに、馬二、四一五、五〇〇頭。牛一三、四九九、七〇〇頭。羊七七、八九七、六〇〇頭。豚七六四、四〇〇頭である。

ヘ・羊毛 一九二〇年度に於ける羊毛の産額は六六、二四七、八六三貫匁（價額三二八、五六〇、〇〇〇圓）である。

ト・牛酪 尙同年度牛酪の産額二五、一七七、九二三貫、内輸出額一一、一八二、九四一貫、其の價額一〇、六七〇、〇〇〇圓である。

一五・鑛業

一九二一年末重要鑛物採掘高は其の價額に於て二一〇、〇五〇、〇〇〇圓に達して居るが、其の内容は左の如くである。

金	四〇,一九〇,〇〇〇 ^円	銀、鉛	一五,四〇〇,〇〇〇 ^円	銅	二六,五九〇,〇〇〇 ^円
錫	一一,二五〇,〇〇〇	石炭	一一〇,二五〇,〇〇〇	其他	六,四八〇,〇〇〇
合 計	二一〇,〇五〇,〇〇〇				

一六・工業 業

工業に關する一九二〇年度の統計は左の如くである。

製造所數	一七,二三	職工數	三六六,三九九 ^人
工場、敷地、機械價額	二,二九四,八七〇,〇〇〇 ^円	給料、賃金	六三九,三〇〇,〇〇〇 ^円
原料價額	二,〇五六,六六〇,〇〇〇 ^円	製産高	三,二四五,八七〇,〇〇〇 ^円

一九二〇年度各種産業製産價額は左の如くである。

農 業	二,二七,九六〇,〇〇〇 ^円	牧 畜 業	九三六,二四〇,〇〇〇 ^円
乳牛、養鶏、養蜂業	五二六,一三〇,〇〇〇	森 林、漁 業	一〇四,九〇〇,〇〇〇
鑛 業	三四,五七〇,〇〇〇	製 造 業	一,一〇〇,二八〇,〇〇〇
合 計	四,〇三三,〇八〇,〇〇〇		

一七・商 業

イ。關稅 一九二〇年に於ける關稅收入高二二七,三〇五,八一〇圓。

ロ。輸出入 一九二一に於ける輸入輸出貿易價額。

輸 入	一,〇三六,一六六,六一〇 ^円	輸 出	一,二七九,四九四,五五〇 ^円
-----	----------------------------	-----	----------------------------

ハ・重要貿易品 一九二一年度貿易品中價額三千萬圓以上に達した品目及其の價額は左の如くである

輸 入 品		輸 入 品	
衣類(靴を含む)	五,五〇〇,〇〇〇 ^円	綿 製 品	二〇,三〇〇,〇〇〇 ^円
其の他の織物	二四,三〇〇,〇〇〇	機 械 類	七,七〇〇,〇〇〇
車輛及部分品	四〇,六〇〇,〇〇〇	其の他の金屬製品	七九,四〇〇,〇〇〇
紙 及 紙 板	三三,八〇〇,〇〇〇	製藥、藥品、肥料	四〇,二〇〇,〇〇〇
油 及 蠟	五,四五〇,〇〇〇		
輸 出 品		輸 出 品	
羊 毛	四九,七五〇,〇〇〇 ^円	麥	二六,四〇〇,〇〇〇 ^円
製 粉	五五,二〇〇,〇〇〇	皮 革	三,四〇〇,〇〇〇
牛 酪	七九,八〇〇,〇〇〇		

ニ・輸出、入國 一九二一年度に於ける貿易價額中三千萬圓以上のものを國別にすれば左の如くなる。

輸 入		輸 出	
英 吉 利	八四五,六〇〇 ^円	加 奈 陀	四四,四〇〇,五〇〇 ^円
新 西 蘭	二五,〇〇四,六〇〇	印 度	七,三七五,五〇〇
蘭領東印度	六四,〇五四,五〇〇	南阿聯邦	六,六九六,五〇〇
白 耳 義	一三,四〇〇,八九〇	佛 蘭 西	三,八九九,九五〇
			四〇,四九六,〇七〇
			四〇,四九六,〇七〇

亞米利加 三五、〇二七、三五〇 九、六五、七五〇 日 本 五、四八一、〇九〇 三、七五、七二〇

輸 出

ホ・母國との貿易(一九二一年度) 母國に輸入した貿易品の總價額は六八一、七〇〇、〇〇〇圓其の内一千

萬圓以上に及べる品目及價額

牛 酪	一四、八〇〇、〇〇〇 ^円	麥	一七、八三〇、〇〇〇 ^円
麥其の他の製粉	一六、二七〇、〇〇〇	冷 牛 肉	五、八一〇、〇〇〇
冷 羊 肉	一八、九六〇、〇〇〇	羊 毛	一八、一四〇、〇〇〇
銅	一三、一三〇、〇〇〇		

輸 入

英國より輸入した貿易品の總價額は四五六、三七〇、〇〇〇圓、其の内一千萬圓以上の品目及價額

酒 類	一一、〇六〇、〇〇〇 ^円	衣 類	一四、〇〇〇、〇〇〇 ^円
綿 製 品	九、〇七〇、〇〇〇	機 械	三、八九〇、〇〇〇
鐵、鋼 製 品	五、九九〇、〇〇〇	紙	三、八七〇、〇〇〇
羊 毛 製 品	三、三三〇、〇〇〇		

一八・船 舶

イ・登簿船舶 一九二一年末現在登簿船舶數及噸數は左の如くである。

帆 船 汽 船

一、一八三隻(三六、九九噸)

一、〇六五隻(三三、五三噸)

合計

二、二四八隻(三七、四七噸)

□. 出入港船國籍別(一九二〇年度)

	入 港		出 港		
	隻	噸	隻	噸	
濠洲	三五五隻(五二、〇〇噸)	三七八隻(五〇、一九噸)	新西蘭	二三隻(二、四、五噸)	二三隻(四、七三噸)
英國	七六隻(二、六五、三三噸)	七九隻(二、五三、三七噸)	佛 國	七三隻(二、九〇噸)	七隻(三、四、三五噸)
米 國	一五七隻(三、九〇噸)	一五五隻(三、四、九〇噸)	諾 威	六二隻(三、四、七噸)	六〇隻(三、五、三五噸)
和 蘭	四三隻(一、三三噸)	四四隻(一、三三噸)	日 本	二〇〇隻(五、五、九九噸)	二〇三隻(五、九、三二噸)

一九. 交通

イ. 國有鐵道 一九二一年度國有鐵道運轉狀況

開通哩數	二二、四七哩	建設費	二、四七九、三六〇、〇〇〇圓
乘 客	三、四、九七、〇〇〇人	貨 物	三、二、七五、〇〇〇噸
總 收 入	三、八、九五、〇〇〇圓	運 轉 費	二、九、八、二八〇、〇〇〇圓

ロ. 私設鐵道 私設鐵道中開通してゐるのは九九四哩、未開通のものが一、九一二哩である。

ハ. 鐵道の電力化 ヲ井クトリヤ州に於ては鐵道電力化事業が進行中で、既に工事終了のものが一〇

五哩で、一九二三年の半迄には全部完了の豫定である。目下シドニーに於ても同様の計畫がある。

ニ. 濠洲縦斷鐵道 右の外濠洲縦斷鐵道一、〇〇〇哩敷設の計畫であり、またモレー河以北の未開墾地

開發の爲鐵道敷設の議がある。

ホ・電車 一九二〇年度に於ける電車運轉の狀況は

運轉哩數	四五哩	建設、設備費	一七、四〇〇、〇〇〇圓
乗客	五七、七九、〇〇〇人	總收入	五、一九〇、〇〇〇圓
運轉費	四三、七八〇、〇〇〇圓		

二〇・郵便、電信、電話

一九二〇年度に於ける郵便電信電話事務狀況

- イ・郵便、電信 郵便局及郵便受附所 八、三九九
新聞、書籍、廣告郵便 一三〇、八八二、四四五
書留 六、三三三、六一
封書、端書 五九九、三三三、四五六
- ロ・收入 郵便 四六、五八九、七七一圓
電信、電話 三六、五五、八七三圓
- ハ・經費 郵便、電信、電話 三、六七、二六〇圓
- ニ・航空郵便 西部濠洲に於ては現に航空郵便實施中にして、東部地方に於ても其の計畫がある。航空郵便は私設であつて、濠洲政廳の補給を受けてゐる。
- ホ・無線電信 各州政廳所在地及大都市間には無線電信を交換してゐる。

加
奈
陀
の
現
勢

加奈陀の現勢

英領加奈陀の今日の大をなすに至つたのは、一六二八年英國民が始めてローヤル灣に上陸してノバスコシヤを占有したのに端を發し、爾來植民・占領・併合等によりて漸次領土を擴張した結果である。

一・加奈陀聯邦の創設

加奈陀在住英國民は一八六七年英國議會を通過した英領北亞米利加法案に基いて、加奈陀聯邦を創設してゐる。

二・加奈陀の統治

同法案によれば加奈陀統治上の最高權は英國君主に在るが、同君主の名を以て加奈陀總督及加奈陀樞密院(Privy Council)を稱すれども日本の内閣に當る)が實際上の統治を行ふてゐるのである。

三・加奈陀聯邦議會

加奈陀の立法權は元老院及代議院より組織せらるゝ加奈陀聯邦議會に屬してゐる。聯邦議會は州立法機關の權能に屬せざる總ての議案を議決する權を附與せられてゐる。

四・元老院

元老院議員は年齢三十歳以上にして加奈陀に生れたるもの又は歸化したるものに限られ、八千圓に相

當する不動産又は動産を所有するものたるを要する。議員は右の資格を具備するものにつき總督之を指名し、任期は終身である議員總數は九十七名である。

五・代 議 院

代議院議員は民選であつて、住民三六、三二六人毎に一人の割合を以て議員を選出する。婦人にも亦選舉權及被選舉權がある。一九二一年十二月總選舉に當選したる議員の黨派別は左の如くである。

自由黨一七・改進黨六六・保守黨五〇・勞働黨一

六・駐 割 官

倫敦に加奈陀事務長官及書記官を駐割せしめて、加奈陀に關する事務を處理せしめてゐる。

七・州 政

加奈陀聯邦は九州を以て組織せられ、各州には獨立せる行政・立法の機關がある。之を統轄する爲に副總督を置き、副總督は總督が任命することゝなつてゐる。

八・人 口、面 積（一九二一年）

人 口 八、七六八、四八三人 面 積 三、七五九、六六五方哩

九・出生地別に見たる人口（一九一九年）

加 奈 陀 五、六九九、六八二人 英 吉 利 七、六四、五二八人

英國領土	二九、一八八	亞米利加	三三、六〇〇
埃地利・匈牙利	三二、四三〇	獨逸	三九、五七七
佛蘭西	一七、六九〇	伊太利	四〇、七五九
諾威	二〇、六六八	瑞典	六六、三三六
露西亞	六九、九八四	支那	二七、七四〇
其の他	八九、二五〇		

一〇、一年間の移住民

一九二一年四月一日より一九二二年三月末日に至る一年間に於て、加奈陀に移住したものの總數は八九、九九九人であつて、之を國別にすれば

米國	二九、三四五	英吉利人及ウエルス人	二五、八五八
愛蘭	三、五七三	蘇格蘭人	二、五九六
獨逸	一七六	奧・匈人	三二
諾瑞	九三	佛・白人	八三五
伊太利	二、四三三	猶太人	八、四〇四
露西亞人、フィンランド人	五九五	其の他	八、二三五
合計	八九、九九九		

一一、教育

教育は初等より大學に至る迄州政廳に於て之を監督してゐる。經費は政府の補助金及地方稅等を以て

支辨し、初等教育は義務教育で月謝は徴收しない。

イ・大學教育 各州に一校以上の大學がある。一九二〇年度末の統計に依れば州立大學の狀況は左の如くである。

大 學 三校 教 授 三、三三八 學 生 三、三九九

右の外に私立大學及宗教大學があつて、二萬以上の學生を收容してゐる。

ロ・初等及中等教育 初等及中等教育に關する學事統計

學 校 三、八四校 教 員 五、七三九
 生 徒 一、八三〇、五五九 經 費 二〇五、二三、八五圓

一一・歲 入、歲 出 (一九二二年度)

歲 入 七八五、三四、三五圓 歲 出 七二四、四三〇、一〇〇圓

一三・國 防

加奈陀の義勇軍團・海軍・航空隊等に關する事務は國防大臣之を掌つてゐる。國防大臣の下に國防委員會があり、國防に關して國防大臣の諮問機關となつてゐる。

イ・義勇軍の組織 國防上加奈陀を十一軍區に分ち、各區に一箇師團を設置し、騎兵及特科隊を之に附屬せしめてゐる。この編成に依り加奈陀は歩兵二十五旅團、騎兵七旅團及之に相當する砲兵及工

兵を有してゐる。

ロ・海軍 加奈陀海軍は一九一〇年の創設にして、未だ數隻の小軍艦を有するに過ぎない。

ハ・航空隊 一九一九年航空局を創設し今では七箇所に航空隊がある。航空隊中央倉庫・修繕所・練

習場等はキャンブ・ポードンにある。

一四・農 業

加奈陀は種々なる天産物に富むが其の内農産物が最も豊富である。農作に適する土地面積凡一億二千二百四十萬町歩ある。一九二一年の調査に依れば耕地の價額は加奈陀全體の富の三割一分六厘に當り、農産は全産出額の二割六分六厘を占めてゐる。

イ・農業資本及農産物價額 (一九二一年)

資 本 (單位千圓)	建 築 物	農 具
土 地 六、五三、七五二	二、〇七、四三〇	七六、三三〇
家 畜 一、五三、四〇〇	家 禽 七六、〇四〇	其の他 二、九六六
合 計 一〇、〇六、九〇二		

ロ・農産物價額 (單位千圓)

各種農産物 一、六三、七二〇	耕牛、耕馬類 一、九六、八四八
牛酪及其の製品 五三、六六四	家 禽、産 卵 二、〇〇、〇二二

果實 八〇,〇〇〇
 合計 二,七九,四六六
 其の他 三,二二四

八・畜産

頭數	價額 (單位千圓)	頭數	價額 (單位千圓)
馬 三,八二五,九二二	六五九,五八六	乳牛 三,七六六,八三三	五八〇,三二四
其他の牛 六,四九九,七三三	三六七,二九八	羊 三,七五五,八六〇	四六,六二六
豚 三,九〇四,八九五	一〇九,六八四	家禽 三,七,一八二,二二七	七六,〇二四

ニ・果實 加奈陀に於ては果樹の栽培に適する土地が甚だ多い。果實中最も多額に産出せらるゝのは
 苹果である。一九二一年に於ては其の産額が五九,七九七,二九八圓に達した。桃・梨・梅・櫻等も亦多
 量に産出される。

一五・森林

加奈陀には廣大なる森林がある。最近の調査に依れば其の面積九三二,四一六方哩、内三九〇,六二五
 方哩は既に實用に適する樹木を以て覆はれてゐる。一九二〇年に於ける森林の収入は六一三,三二一、二
 三八圓で、同年中製材業に投せられた資本は七九一,六一六、九八〇圓に達し、其の収益は七〇九,二三五、
 〇五八圓であつた。製材所は四、九六六箇所、使用人員は一〇九,八二三人。

一六・漁業

加奈陀は太平洋岸に於て五千哩、太平洋岸に於て七千哩の海岸線を有し、尙水産に富める淡水面積が二二〇、〇〇〇方哩あり、魚類の繁殖が盛である。

一九二一年漁業の爲めに投せられたる資本は九一、三三八、九五四圓で、其の収益は六九、八六一、八七〇圓であつた。同年中主要なる獲得品の價額は

鮭	一八、六一、五三 ^M	鰾	一〇、二八六、八〇六 ^M
鱈	九、一八九、九四〇	比良目	八、三三五、八八四
鱒	四、四五五、六三二	鱒	二、二四九、三五六

一九二一年中海外に輸出せられたる海産物の價額は總計六七、三二五、五〇二圓である。

一七・鑛業

一九二一年に於ける鑛産物の總價額は三四四、八六一、二九六圓にして、産出價額一千萬圓以上に達したる鑛産物は左の如くである。

銅	一一、九〇七、二二〇 ^M	金	三、八、三九七、八四〇 ^M	銻	三、四、〇六、四八二 ^M
ニッケル	一三、五〇五、一四二	銀	一六、九四、九六六	石炭	一四、九〇三、三三二
セメント	二六、三〇、二八六	粘土	一七、一五、八二〇	石材	三、六七、三五二

一八・製造業

加奈陀が農産・水産・鑛産等に富むのは前掲の如くであるが、之を原料とする製造業も亦盛大にして

其の一九一九年に於ける製作品の價額中二億圓以上に及べるものを掲げて、製造業の如何に盛大なるかを見やう。

イ. 一般製造業 (單位千圓)

種類	製造所數	資本額	使用人員	給料	原料	製品
食料品	八、〇三一	七、八七三	七〇、一六八	一三、八三〇	一、四三、八六八	一、八六八、四六八
織物	四、二六六	五、二六六	九二、〇三三	一四、七九四	四、五、六六三	一、〇、〇、〇〇〇
製材	四、九六六	七、九一六	一〇九、八三三	一六、四三三	一、六五、八三三	一、〇、九、二三四
鐵、鋼鐵製品	一、二三五	六、九九、八五六	六四、四九三	一五、九四	二、四一、二四四	九、八、九六〇
皮革及其の製品	二、五五七	一、七六、五四四	二四、五三三	四、四、五五四	一、七三、七三三	三、九、九六〇
紙及印刷	一、〇〇一	五、七、九四八	五、六六八	一、三、九三	一、七、三三六	三、七、〇〇〇
藥品類	三三三	三、六、二六六	一五、〇三三	三、五、一五三	一、三、八四三	二、四、五、七三
金屬及其の製品	三、九四三	三、五、〇、七〇〇	三九、三三七	六、四、九六〇	九、五、九三三	三、六、〇、三三三
運搬具	八九七	三、四、五、七六六	五、〇、〇四	一、三、三七三	三、七、六六六	四、二、〇、〇〇〇
手工品	七、九一七	一、六、二、四七六	四九、〇〇〇	一、〇、四、八	六、六、五五六	二、七、〇、七三四
其他	二、〇〇〇	一、〇、七、六六六	七、六、〇、〇〇〇	一、三、三、三三三	二、四、一、三三六	六、五、八、八八
合計	三、七、〇、〇〇〇	五、九、九、二二六	六、三、一、二五	一、二、六、七、三三四	三、五、〇、三三八	七、九、六、三三三

ロ. 毛皮 加奈陀は四百年來歐米に對する毛皮の供給地であつて、植民の増加と産業の發達との爲めに、獵地の面積を縮小するに至つたが、今尙毛皮の產出莫大である。一九二〇以降三年間に製作せられたる毛皮は三百萬枚の多數に達し、一九二一年度輸出の毛皮は其の價額三千萬圓を越えて居

日本 一六、三九〇
秘露 一三、九六六

英領西印度 一六、三二八
英領ギアナ 一三、三三四

輸出商品價額

英吉利 六〇〇、七三六
伊太利 三〇、六八〇
白耳義 二四、八三八
ニューファウンドランド 一九、二六二
佛蘭西 一六、四九六

亞米利加 六一〇、八四四
日本 二九、七五四
英領西印度 二〇、二八六
和蘭 一八、七八六
希臘 一〇、五三六

ハ・重要輸出、入品(年額千萬圓以上の商品のみを掲ぐ)

輸 入

穀物、製粉類 四三、〇三九、六〇二^m
果實 六三、七一一、二八四
酒類 六九、三〇七、二六〇
麻類 二九、八五二、二三八
棉、棉、製用品 一九九、六三三、一八八
鐵、鋼及製品 四九一、二五、四〇六
製藥、染料、藥品 七二、六六九、二四四
油類(植物性) 二〇、六七、一七六
木材製品 二二、四二五、五〇〇

砂糖、糖蜜 一七三、二四〇、四六〇^m
肉類 三、八五六、九六六
煙草類 二八、七二二、五八八
羊毛 一三四、〇三五、二八〇
棉花、粗棉 五四、二九九、七三三
石炭 二二二、五九六、二〇〇
書籍 二七、一五〇、九二四
石油 一〇一、四八四、九九四
木材 三八、〇四九、五五六

輸 出	
乾 酪	五〇、八八〇、六四四 ^四
小 麥	三五九、九八一、四六〇
果 實	二二、一六三、六五六
砂糖及製品	二二、二四二、九二四
毛 皮	二九、九六六、三九八
紙及其の製品	一三九、〇六六、八三三
木材及其の製品	二九、五三九、九三六
ベークン、ハム	四六、〇四四、九六〇 ^四
麥 粉	一〇六、九五六、六三〇
燕 麥	三七、四三四、二二〇
石 炭	二六、三五四、八八〇
鐵及其の製品	五六、六四四、五四四
パ ル プ	七一、八四九、七五四

二〇・船 舶

海外航路に於ける船舶の出入状況は左の如くである。

國 籍		入 港	出 港
加 奈 陀 船	六、三四隻(二、六六、〇〇噸)	六、二五六隻(二、四四、三六噸)	
英 國 船	二、二五〇隻(五、五九九、三〇噸)	二、二七六隻(五、二六、四九噸)	
外 國 船	八、八七四隻(四、三六、二五噸)	八、七五〇隻(四、五九、三三噸)	
合 計	一七、三六八隻(三、五八、五三噸)	一七、二八二隻(三、〇〇、三六噸)	

二一・鐵 道

一九二一年末の調査によれば、加奈陀に於ける鐵道(蒸氣力)噸數三九、七七一。其の半は官營である。乗客四六、七九三、二五一一人。荷物一〇三、一三一、一三三噸。總收入九四一、四六二、七二〇圓、營業費八六

八、六三九、一四〇圓。純益金七二、八二三、五八〇圓。

電力鐵道は六四線ある。其の哩數一、六八七。乗客七一九、三〇五、四四一人。荷物二 八五 八八六噸
總收入八九、〇七三、六六四圓。營業費七一、八九〇、六三二圓。

二二・郵便、電信、電話

一九二一年三月末現在郵便、電信、電話の狀況は左の如である。

郵便局一二、二五二箇所。總收入六四、六六〇、七六〇圓。總支出四九、三二六、五二四圓。

電信線哩數五二、八二二哩。電信局四、九〇一箇所。

電話線哩數二、一〇五、一〇一哩。電話番號數八五六、二六六。

布
哇
の
現
勢

布哇の現勢

布哇は久しく獨立國の體面を保つて居つたが、一八九三年女王リユオカラニ廢せられ、臨時政府の建設となり、其の翌年共和國を宣言したが、一八九八年八月十二日正式に米國に併合せられ、越えて一九〇〇年六月十四日米國の一地方 (Territory) となつた。布哇には二院制の議院がある。元老院は議員十五名、衆議院は議員三十名の定員である。知事及書記官は米國大統領が任命することとなつてゐる。尙米國議會には布哇より派遣の代表者が列席してゐる。

一、面積、人口

布島の全面積は六、四四九方哩で、人口は一九二二年六月末の調査に依れば二八四、五三八人であつて内譯をすると、

布哇人	二、七三八	混血布哇人	一八、八六八
支那人	三、七四五	日本人	二七、〇四七
葡萄牙人	二、六〇九	比律賓人	三〇、七六三
ポルトリコ人	六、三三九	西班牙人	二、三〇〇
英、米、獨、露人	三、七三三	朝鮮人	五、四八六
其他	五六六		

二・首 府

布哇の首府はホノルルであつて、一九二〇年の人口は八三、三二七人である。

三・宗 教、教 育

布哇の土人は殆ど全部基督教徒である。學校は全島に普く設立せられ初等教育は無月謝制であつて、英語を學校の用語としてゐる。一九二二年度に於ける教育統計は左の如くである。

公立學校	一七三	學校數	一、四三二 ^A	生徒數	四四、三九三
私立學校	六三	教員數	四三六		八、〇六八

外に師範學校・矯正院・盲啞學校・國立大學等がある。

四・財 政

布哇政廳は財源を主として不動産税・動産税・所得税・相続税・免許税・土地拂下・貸地・水道等に置いてゐる。一九二二年度歳入歳出は左の如くである。

歳 入	二六、二五〇、四九二 ^M	歳 出	一五、八九〇、四四三 ^M	次年度繰越金	一一、三六〇、〇五〇 ^M
-----	-------------------------	-----	-------------------------	--------	-------------------------

五・國 防

一九二二年六月現在の國防軍人員は

士 官	六二人	卒	一、二〇三人
-----	-----	---	--------

米國は太平洋沿岸防備とバナマ運河防禦の爲に眞珠灣、ホノルル其の他の要地に莫大なる防禦工事を施してゐる。

六・産 業

布哇島は土地豊饒であつて種々なる農産物に富んでゐる。一九二〇年の調査に依れば、耕地の全面積一、二〇二、五一五町歩、其の内完全に開墾せられたる面積は一七七、五七八町歩に達してゐる。砂糖は布哇の主産品で、一九二一年に於ては五二一、五七六噸の産額を示してゐる。

七・商 業

一九二一年度の輸出入總價額

輸 入 三六、〇八五、四八〇^円

輸 出 一四五、四九六、四八六^円

尙米國との貿易狀況は左の如くである。

輸 入 二二、四四六、一三四^円

輸 出 一四三、三二一、六二〇^円

輸出品中主なるものは砂糖・果實・珈琲等である。

八・船 舶

ホノルル灣には改修を施し、其の水深は巨船を碇泊せしむるに足り、ヒロ灣及カフルイ灣には防波堤が築造してある。一九二一年度の入港船舶は九三二隻(六、〇九〇、一四五噸)である。

九・鐵 道

全島に於ける鐵道の總延長は九六九哩、内六六七哩は耕作地専用である。

海峡植民地の現勢

海峽植民地の現勢

一・植民地の過去

海峽植民地は英國王領植民地であつて、シンガポール・ペナン及マラツカ等の地方である。

イ・マラツカ　マラツカは東洋に於ける歐洲最古の植民地の一であつて、一五一一年葡萄牙人が始めて之を占領し、次で一六四一年和蘭人に奪取せられ、一八二四年遂に英國人の有に歸するに至つた。

ロ・ペナン　ペナンは一七八六年英國東印度會社に割讓せられ、馬來半島に於ける英國最初の植民地である。

ハ・シンガポール　シンガポールは十四世紀頃は重要視せられた土地であつたが、一三七七年ジャバ人に破壊され、一八一九年ジョホール王より英國に割讓さるゝに至る迄は英國人の來り居住するものはなかつた。

二・統　　一

一八二六年英國は以上の三植民地を合併して一政廳の下に之を統治するに至つたが、一八六七年四月更に之を英國植民大臣の直接監督に移した。

三・中　　央　　政　　廳

海峽植民地の統治は總督に依つて行はれ、之を補佐するに行政參事會がある。

四・行政參事會

行政參事會は軍司令官・書記官・ペナン駐劄參事官・檢事總長、財務官及技師を以て組織してゐる。

五・立法參事會

行政參事會に對し總督統轄の下に立法參事會がある。參事會員は官吏十名、市民八名で英國皇帝が之を任命することになつてゐる。

六・總督

海峽植民地總督は馬來聯邦總督、ブル―ネイ總督、北ボルネオ及サラワク總督を兼ねてゐる。

七・人 □ (一九二〇年)

	歐米人	混血人	亞細亞人	合計
男	六、五七 _人	四、六九 _人	五五、六五 _人	五七、八四 _人
女	二、六四	五、三六	二九、四九	二九七、〇二
計	九、二一	九、〇七	八四、八〇	八四、八五

海峽植民地在住の亞細亞人(一九一八年)中馬來人二七四、五七四人。支那人四三二、七六四人。印度人九四、二一三人の割合である。

八・教育

イ・學務委員會 學務委員會を設置し、官民中より委員を任命し、學務局長統轄の下に教育に關する事項を評議し之が改善を圖つてゐる。

ロ・學校 馬來人教育は無月謝の義務教育である。外國人の兒童に對しては官立學校及補給を受くる私立學校があつて英語を教授し月謝を徴收してゐる。

ハ・矯正院 少年犯罪者を收容する爲にシンガポールに矯正院を設立し、院兒に對しては實業教育を施してゐる。

ニ・學事統計 (一九二一年)

校 數	生徒數	校 數	生徒數
官立英語學校 一〇	四、六三九	官の補助を受くる英語學校 三二	一三、九三二
官立土人學校 一九五	一四、一〇〇	官の補助を受くる土人學校 九	三六三
合 計 二四五	三三、〇三三		

ホ・教育費 教育費總額一、三九七、三八〇圓。

ヘ・教育大學 馬來人教員養成の爲にはマラツカに教育大學がある。

九・歳入、歳出 (一九二一年)

歳 入	四六、二三六、六九〇	歳 出	四一、三三六、〇四〇
-----	------------	-----	------------

一〇・輸入、輸出 (一九二一年)

英國	輸 入 七六、二六、六五 ^円	輸 出 五七、二四三、三〇〇 ^円	英領植民地	輸 入 二九七、六七〇、〇七〇 ^円	輸 出 二六六、六七三、三三〇 ^円
外國	三〇五、三三三、四八〇	三三六、三七〇、五三〇	合 計	六八一、二六〇、二〇〇	五八〇、二五一、〇五〇

一一・重要貿易品 (一九二二年)

年額三千萬圓以上に達した重要貿易品は左の如くである。

錫	鑛	輸 入 七三、四九三、五二〇 ^円	米其の他の穀類	八八、五八五、八八〇 ^円
綿製品、絲類		三、五二、五三〇	煙 草	三三、五五三、七六〇
錫		六六、一八五、三三〇 ^円	護 謨	一九、五四二、〇一〇 ^円
椰子油原料		三三、三三、八四〇		

一二・船 舶 (一九二二年)

商 船	入 港	出 港
土人荷船	入 港	出 港
	八、二八四隻 (三、五四、〇〇〇噸)	八、二九七隻 (三、五三、〇〇〇噸)
	二六、二四五隻 (一、一五、〇〇〇噸)	二四、八二四隻 (一、一三、〇〇〇噸)

馬來聯邦植民地の現勢

馬來聯邦植民地の現勢

馬來半島中ペラツク・セラシヤ・ネグリ・センピラン及バハング四州を聯合して一聯邦を形成し英國の保護を受くるのが馬來聯邦植民地である。總督は海峽植民地總督が之を兼ねてゐる。

一・聯邦參事會

聯邦の法律を制定し、豫算を議決する爲に聯邦參事會がある。總督・書記官長・聯邦各州の王及總督代理(駐劄官)・法律顧問官・財政顧問官及民間委員を以て組織してゐる。

二・警察隊

警察隊は歐洲人の監督の下に馬來人及印度人巡查を以て編成してゐて、一九二一年末の編成狀況は左の如くである。

英國人警部 九一人 馬來人警部 一三人

正規巡查の内 馬來人 一、八三人 印度人 一、五五人 其の他 二六二人

合 計 三、七〇〇人

三・州政

聯邦各州は王を戴き各州に總督代理を駐劄せしめて王を輔佐し、且つ州の行政事務を取らしめてゐる。

四・州參事會

州行政上の最高權は州參事會にあり、州參事會は王・總督代理・總督代理附書記官・有力なる馬來會長及支那商人を以て之を組織してゐる。

五・面積、人口（一九二一年）

馬來聯邦總面積

二七、五〇六方哩

同 人口 一、三三四、八九〇人

內 馬來人 五二〇、八二二

支那人 四九四、五四八

歐米人 五、六六六

混血人 三、二〇四

印度人 三〇五、二九
其他の人種 五、四二二

六・教 育

校數 生徒數

英語學校

四 一〔男子學校三
二〕〔女學校二

九、九八三人 一〔男子學校七、八六二
二〕〔女學校三、一三三

土人學校

五二七

二五、九九九

（備考）教育費總額 一、七五〇、六〇圓

七・産 業

聯邦に於ける産業中最も重要なるは護謨の栽培と錫の採掘である。護謨栽培地は四八〇、四五六町歩にして、一九二一年の護謨輸出額は九四、五五二噸に達してゐる。又同年中に於て錫三四、四八九噸を輸出し、金は一一〇、九三五匁を産出してゐる。

聯邦は又優良なる木材に富んでゐる。一九二一年山林局の収入は一、一四八、一二〇圓に及んでゐる。

八・灌漑 工事

ペラツク州のクリアン灌漑工事は二八、五六〇町歩の米田に灌漑しつゝある。

九・商 業 (一九二三年)

輸 入

輸入總額 一三〇,〇六七、三七〇圓の内主要なる商品及價額は

米 一九,三〇六、四二〇圓 阿 片 三、八二五、五〇〇圓 煙 草 七、二四三、〇一〇圓

鐵 器 四、四五二、二三〇圓 機 械 一三、七四九、七四〇圓 石 油 六、一〇四、六五〇圓

輸 出

輸出總額 一七、四八、一四〇圓の内主要なる商品及價額は

護 謨 七八、六七、三五〇圓 椰子油原料 八、八三、三三〇圓 錫、錫鑛 五八、四三、五四〇圓

一〇・船 舶 (一九二三年)

入港船 三、二八八隻 (一、七三三、三六噸) 出港船 三、二八九隻 (一、七三三、〇九噸)

外に土人荷船の出入せるもの 一三、三三〇隻 (三、五二、四三噸)

一一・鐵 道 (一九二三年)

鐵道延長 一、〇三哩

ア
ラ
ス
カ
の
現
勢

アラスカの現勢

アラスカは一八六七年三月米國が一四、四〇〇、〇〇〇圓を以て露國より買収した土地である。

一・アラスカの行政

アラスカの統治に當つてゐる知事は米國大統領より任命せられ、測量技師兼書記官外二三の高級官吏が其の機關となつてゐる。

二・立法院

八名の元老院議員及十六名の代議員を以て立法院を組織し、華聖頓に於ける國會と協力して、領土の統治に關與してゐる。アラスカに第一議會の開設せられたのは一九一三年三月である。

三・面積、人口（一九二〇年）

面積	五九〇、八八四平方哩	人口	五、〇三六 <small>男三、四、五九八 女一、五三七</small>	一方哩人口密度	〇・一
國別に見たる人口					
白人	二七、八三九	土人	二、五八八	日本人	三三九
黑人	二六	支那人	五	其他	九
合計	五、〇三六				

外に毎年約二萬人の一時的渡來者がある。是等は鑛山・鐘詰業・鐵道等に從事する者である。

四・敬 鹿

政廳はジュニユー市に在る。同市の人口三、〇五八人。

五・宗 教、教 育

此の地方は基督教各派の傳道が盛んに行はれてゐる。教育の方面をみるに一九二二年六月現在教育統計は左の如くである。

學 校 六 教 員 一五五人

生 徒 三、三〇八人 教 育 費 七二、八五八_円

人口の二割五分弱は全く文字を解せない者である。

六・農 業

アラスカは氣候の關係上耕作に適しないが、夏季を利用して耕作の出来る土地があるので、各地に農事試験場が設けられてゐる。一九二〇年の調査に依れば三六四箇所に耕地があつて、其の面積は三六、九八六町歩に及んでゐると云ふ。

七・馴 鹿 の 飼 養

西比利亞地方より馴鹿を移し、今や盛んに飼養しつゝある。一九二〇年現在の飼養頭數九二、八二三に達し、其の價額は四、四七七、一二四圓に達してゐる。

八・森 林

アラスカはエゾマツ・杉其の他の木材が非常に豊富で、一九二一年現在國有森林の面積は八、三九六、三六八町歩である。又一九一九年の調査に依れば、木材工場一四七(資本金一二九、八九八、〇〇〇圓)使用人員は七七、三二六人を算してゐる。

九・漁 業

アラスカの産業中最も好況を呈するものゝ一は漁業である。政府は法律を制定して鮭の繁殖を保護し孵卵所を設置して其の増殖を計つてゐる。一九二一年鮭の捕獲高は三七、九〇五、五九一尾で、其の價額四一、九七三、一六八圓であつて、鮭罐詰製造所に於て使役せる人員は一二、九八六人其の資本金額は六六、四九二、五八四圓と云ふ莫大な數字を示してゐる。鮭の外鱒・鯡・鯨等も亦相當の捕獲がある。海豹はアラスカ名産中の第一位にあり、一箇年の捕獲高五八一、四五三頭に及んでゐる。一九二一年の水産物の總價額は四八、一七一、七三四圓を算してゐる。

一〇・鑛 業

	產 出 高	價 額	產 出 高	價 額
金	二、九三五、一六八 <small>分</small>	一五、九九七、〇〇〇 <small>円</small>	銀	五、七〇〇、三三 <small>分</small>
銅	九、二九三、七八一、七九三	一四、七〇八、九九一		一、五〇七、九九 <small>分</small>

四・政 廳

政廳はジュニユー市に在る。同市の人口三、〇五八人。

五・宗 教、教 育

此の地方は基督教各派の傳道が盛んに行はれてゐる。教育の方面をみるに一九二二年六月現在教育統計は左の如くである。

學 校 六 教 員 一六五

生 徒 三、六八八 教 育 費 七二、八五六

人口の二割五分弱は全く文字を解せない者である。

六・農 業

アラスカは氣候の關係上耕作に適しないが、夏季を利用して耕作の出来る土地があるので、各地に農事試験場が設けられてゐる。一九二〇年の調査に依れば三六四箇所に耕地があつて、其の面積は三二六、九八六町歩に及んでゐると云ふ。

七・馴 鹿 の 飼 養

西比利亞地方より馴鹿を移し、今や盛んに飼養しつゝある。一九二〇年現在の飼養頭數九二、八二三に達し、其の價額は四、四七七・一二四圓に達してゐる。

一一・商 業

一九二一年中の米國との貿易は

輸 入 三三、九〇九、二三^円 輸 出 二七、〇八二、七六^円

一二・船 舶

入 港 船 一、一九二隻 (四〇、〇四噸) 出 港 船 一六二〇隻 (五七、四〇噸)

一三・鐵 道

現今アラスカに於て開通する鐵道線路は約八百哩ある。

大正十三年五月二十日印刷
大正十三年五月廿五日發行

朝鮮總督府

京城府長谷川町七十六番地

印刷所 合名 近澤印刷所